

一般廃棄物処理施設設置許可証

平成 20 年 3 月 19 日

知多市緑浜町 2 番 2
財団法人愛知臨海環境整備センター
理事長 室木勝彌 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、設置の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

愛知県知事 神田真秋

許可の年月日	平成 20 年 3 月 19 日	許可番号	19 循環第 38-2 号
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第 5 条第 2 項に規定する一般廃棄物の最終処分場 ばいじん又は燃え殻、ばいじん又は燃え殻を処分するために処理したもの、令第 1 条第 2 号又は第 3 号に掲げる廃棄物を第 4 条の 2 第 2 号ロの規定により処分し又は再生したことにより生じた廃棄物		
設置場所	知多郡武豊町字旭 1 番及び一号地 17 番 2 の地先公有水面		
処理能力	埋立地の面積	388,132.8m ²	
	埋立容量	4,869,159m ³	
許可の条件	なし		
規則第 3 条第 7 項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ <input type="checkbox"/> 無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		